

# 品川区統計調査員登録要綱

制定 平成25年1月10日 要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、統計法に基づき品川区が行う国の基幹統計調査（以下「統計調査」という。）に際して、統計調査員の確保を容易にし、その資質の向上を図るために、あらかじめ統計調査員として登録する者（以下「登録調査員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録調査員の定数)

第2条 登録調査員の定数は、経済センサス - 基礎調査の調査区数の半数以内とする。

(登録の要件)

第3条 登録調査員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録時に満20歳以上満74歳以下の者
- (2) 心身ともに健全であり、統計調査に理解と熱意を持ち、支障なく統計調査業務を完了することができる者
- (3) 品川区内に住所を有する者。ただし、調査活動に支障がないと区長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 他の区市町村の登録調査員でない者。ただし、調査活動に支障がないと区長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員および地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員に該当しない者
- (6) 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項および第55号第1項に規定する警察官に該当しない者
- (7) 被選挙者、選挙事務所の職員など選挙に直接関係のある者に該当しない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者および法第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者
- (9) 統計調査業務により知り得た秘密の保護について遵守できる者

(募集方法)

第4条 募集は、公募の方法により行う。ただし、これにより難いと区長が認める場合は、推薦その他の方法で募集することができる。

(登録手続)

第5条 登録をしようとする者は、品川区統計調査員登録申込書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 選考は、品川区統計調査員登録申込書を審査のうえ、面接により行う。

3 区長は、選考の結果、統計調査員として適格と認めた者に対して、品川区統計調査員登録通知書（第2号様式）により通知する。

(登録の管理)

第6条 区長は、登録調査員として決定した者について、品川区統計調査員登録申込書を保管する。

2 区長は、登録調査員の調査従事歴、講習会の受講実績等について把握する。

(登録の期間、変更および更新)

第7条 登録の期間は、登録された日から登録された日の属する年度の末日までとする。ただし、登録の更新を妨げない。

2 登録事項に変更が生じたときは、現況届（第3号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

3 登録の更新をしようとする者は、現況届を毎年度末までに区長へ提出しなければならない。

4 第1項ただし書の規定に関わらず、前項の規定により登録の更新をしようとする者の年齢が、当該年度の末日の前日までに満75歳に達するときは更新できないものとする。

(登録の取消し)

第8条 区長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

(1) 登録調査員本人から登録の辞退を申し出たとき。

(2) 現況届を提出しないとき。

(3) 統計調査または講習会に2年間従事しなかったとき。

(4) 統計調査員として不適當な行為があったとき。

(5) 区の信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(6) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項第1号の規定による辞退の申出は、現況届により、原則として業務に支障がないよう行うものとする。

3 区長は、第1項の規定により登録調査員の登録を取消した場合は、品川区統計調査員登録取消通知書（第4号様式）により通知する。

(登録調査員の責務)

第9条 登録調査員は、統計調査に積極的に従事するものとし、その任用の際、任命権者が必要とするときは、任命権者が指定する誓約書を提出しなければならない。

2 登録調査員は、従事した調査に関わり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

3 登録調査員は、区が実施する講習会に出席し、または区から提供される印刷物等により統計調査に対する理解を深め、登録調査員としての資質向上に努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付則

(適用期日)

1 この要綱は、平成25年1月10日から適用する。

(品川区統計調査員登録要領および統計調査員の登録基準内規の廃止)

2 品川区統計調査員登録要領（平成14年4月1日区民生活事業部長決定）および統計調査員の登録基準内規（平成15年3月1日区民生活事業部長決定）を廃止する。

(経過措置)

3 この要綱が施行される以前に、品川区統計調査員登録要領に基づき登録調査員として登録された者については、この要綱に基づき登録された登録調査員とみなす。

第1号様式  
(第5条関係)

## 品川区統計調査員登録申込書

品川区長あて

次のとおり、品川区統計調査員の登録を申込みます。

申込年月日 年 月 日

ふりがな		性別	写 真 4cm×3cm  (6ヶ月以内の 顔写真を貼付)
氏名		男・女	
住所	(〒 — )		
電話	自宅 — — 携帯 — —		
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	調査中の交通手段	
最寄り駅	線 駅 自宅から徒歩・自転車・バス・その他( ) > 分	徒歩・自転車・バス その他( )	
統計調査員の経験の有無	有(主な調査名: 調査・ 調査)・無		
統計調査員の登録の有無	有(自治体名 )・無		
健康状態	良好 ・ その他( )		
職業	有(勤務先名称 )・無		
有の場合	(勤務日数) 週5日以上 週3~4日 週1~2日		
	(勤務時間) 時 分 ~ 時 分		
応募動機			

(区記入欄)

登録番号	登録年月日 年 月 日
備考欄	

第2号様式  
(第5条関係)

## 品川区統計調査員登録通知書

様

「品川区統計調査員登録要綱」に基づき、統計調査員として登録いたします。

記

1 登録番号

2 登録年月日

年 月 日

年 月 日

品川区長

印



第 4 号様式  
(第 8 条関係)

## 品川区統計調査員登録取消通知書

様

「品川区統計調査員登録要綱」に基づき、統計調査員としての登録を取消します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消年月日 年 月 日

年 月 日

品川区長

印